

大分県福祉のまちづくり条例(平成7年大分県条例第7号)の概要

私たちの社会には、高齢者、障がい者、妊産婦、傷病者など、日常生活や社会生活において身体の機能上の制限等を受ける多くの人たちが、共に暮らしています。

この条例は、それらの方々をはじめとするすべての人々が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として、平成7年から施行しています。

なお、平成23年及び24年に条例の一部改正を行い、平成24年4月1日から全面施行しています。(施設整備に関わらない規定は、公布日(平成23年3月22日)から施行しています。)

1 条例の内容

この条例は、主に次の内容を定めています。

(1) 県、市町村、県民、事業者の責務

県：基本的・総合的な施策策定と実施

市町村：地域の実情に応じた施策策定と実施、県施策への協力

県民：理解促進、活動参画、県・市町村施策への協力

高齢者、障がい者等に配慮して整備された施設の利用妨げとなる行為の禁止

事業者：特定施設の高齢者、障がい者等による安全かつ容易な利用の確保、県・市町村施策への協力

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施することとしています。

○ すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。

○ すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(3) 「特定施設」整備促進のための仕組み

① 「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定

多数の人が利用する施設(特定施設※1)には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準(基礎的基準※2)を定めています。

また、高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準(誘導的基準※3)も定めています。

② 「特別特定施設」新築等の際の届出等

○ 条例改正により、平成24年4月1日から施行

特定施設のうち、規則で定めるもの(特別特定施設※4)の新築等をしようとする際は、着工30日前まで(※5)に届出を行っていただきます。

基礎的基準に適合した整備が行われるよう、指導・助言を行います。

無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができることとしています。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要です。

③既存特定施設の整備

既存の特定施設については、基準適合状況の把握と、基準に適合した整備に努めていただきます。

④特定施設の管理運営

特定施設について、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（管理運営）においても、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう努めていただきます。

⑤基準に適合した特定施設への適合証の交付

○条例改正により、平成24年4月1日から施行

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとします。

(4) バリアフリー法に基づく整備基準適合義務の範囲の拡大

○条例改正により、平成24年4月1日から施行

バリアフリー法（※6）により、法で定める「特別特定建築物」の床面積2,000㎡以上の建築をする場合は、同法で定める建築物移動等円滑化基準（エレベーター、オストメイト対応便所、車いす使用者用駐車施設の設置など）に適合する義務があります。

この義務付けについて、本県福祉のまちづくり条例では、以下の特別特定建築物について、規模要件を床面積1,000㎡以上に引き下げます。（法の基準に適合して建築することが義務となります。）

- ・ 特別支援学校
- ・ 病院又は診療所
- ・ 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・ 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- ・ 博物館、美術館又は図書館

- ※1 特定施設：多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則（別表第1）で規定するもの。
- ※2 基礎的基準：出入口、廊下、階段、昇降機、便所などの構造及び設備の整備に関する基準。施行規則（別表第2）で規定。
- ※3 誘導的基準：施行規則（別表第3）で規定。
- ※4 特別特定施設：施行規則（別表第1）で規定。
- ※5 経過措置：平成24年4月30日までの間に着工する場合は、「着工の日の前まで」とする。
- ※6 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

2 特定施設の整備にあたって（手続き等）

（1）条例の対象となる施設

○特定施設

特定施設の新築等（※1）を行う場合は、基礎的基準に適合させるよう努めなければなりません。

○特別特定施設

特定施設のうち一定規模以上のもの（特別特定施設）の新築等を行う場合は、適用除外となる場合（※2）を除き、基礎的基準に適合させなければなりません。

また、事前に届出を行うとともに、新築等の届出の内容に変更がある場合、工事を完了した場合にも届出が必要です。

（※1）新築等：新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替

（※2）適用除外となる場合：

- ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
- ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合

特定施設（特別特定施設）の範囲は、施行規則の別表第1で規定しています。

区分	用途	特別特定施設の規模等
1 建築物	（1）学校、専修学校又は各種学校	1,000㎡を超えるもの
	（2）病院又は診療所	すべてのもの
	（3）老人保健施設	すべてのもの
	（4）劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000㎡を超えるもの
	（5）集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000㎡を超えるもの
	（6）展示場	1,000㎡を超えるもの
	（7）百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000㎡を超えるもの
	（8）ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000㎡を超えるもの
	（9）事務所（（23）に掲げるものを除く）	3,000㎡を超えるもの
	（10）共同住宅又は寄宿舍	50戸/室を超えるもの
	（11）保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべてのもの
	（12）体育館、水泳場、ポーリング場その他の体育施設又は遊技場	1,000㎡を超えるもの
	（13）博物館、美術館又は図書館	1,000㎡を超えるもの
	（14）公衆浴場	1,000㎡を超えるもの

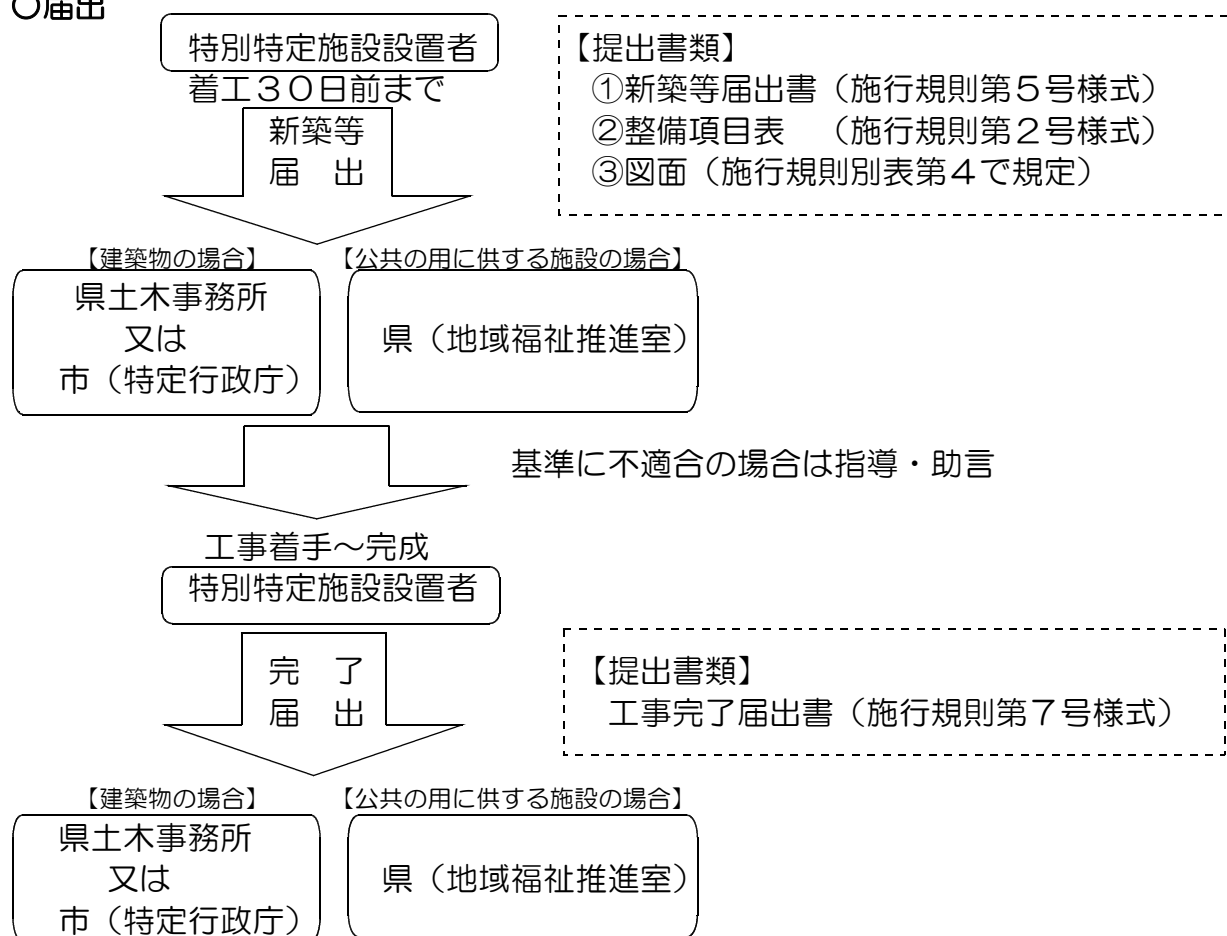
	(15) 飲食店	1,000㎡を超えるもの
	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	1,000㎡を超えるもの
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000㎡を超えるもの
	(18) 工場	3,000㎡を超えるもの
	(19) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	1,000㎡を超えるもの
	(20) 一般公共の用に供される自動車車庫	1,000㎡を超えるもの
	(21) 公衆便所	すべてのもの
	(22) 火葬場	1,000㎡を超えるもの
	(23) 官公庁舎	1,000㎡を超えるもの
	(24) 複合用途建築物	3,000㎡を超えるもの
2 公共の用に供する施設	(1) 道路 道路法に規定する道路(自動車専用道路を除く)	すべてのもの
	(2) 公園、緑地 都市公園法に規定する都市公園 児童福祉法に規定する児童遊園 港湾法に規定する港湾環境整備施設である緑地	すべてのもの
	(3) 路外駐車場 駐車場法に規定する路外駐車場(機械式駐車場、1に定める建築物及び建築物に附属する駐車場、2(2)に定める公園又は緑地に設けられる駐車場を除く)	自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上であるもの
	(4) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべてのもの

(2) 基礎的基準・誘導的基準の内容

- ① 基礎的基準(高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準)は、施行規則の別表第2で規定しています。
- ② 誘導的基準(高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準)は、施行規則の別表第3で規定しています。

(3) 届出等の流れ

○届出



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

※ 国・県・市町村等は、特例規定により届出について適用除外となります。

(4) 適合証

○適合証交付対象施設

基礎的基準又は誘導的基準を満たしている特定施設に対し交付します。

※特定施設全体を各基準に全部適合させたときのみ交付します。

※増築部分等一部適合では不可

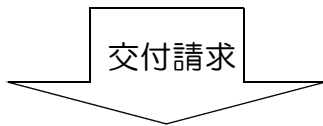
※条例第17条ただし書きによる適用除外施設は不可

※特定施設の規模の大小は問いません。

※条例施行前の既設施設であっても現行基準を満たしていれば交付します。

○適合証交付までの流れ

特定施設所有者・管理者



【提出書類】

- ①適合証交付請求書（施行規則第3号様式）
- ②整備項目表
基礎的基準（施行規則第2号様式）
誘導的基準（施行規則第4号様式）
- ③図面（施行規則別表第4）
- ④建築物の場合、建築基準法第7条第5項の
検査済証の写

県（地域福祉推進室）

書面審査
実地検査（県土木建築部の協力を得て実施）→
適合認定



対象特定施設	協力依頼課
建築物	建築住宅課（土木事務所）
児童遊園	公園・生活排水課
路外駐車場	都市計画課

※道路・都市公園等国・地方公共団体が所有者等の場合は、書面審査のみ

特定施設所有者・管理者

○適合証様式

右のとおり

※県のユニバーサルデザインシンボルマークを使用



○適合証交付のメリット

- ・適合証交付により、施設のイメージアップが図られます
- ・適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介します。